

かながわ環境白書

令和6年版

神奈川県 環境農政局

X(旧 Twitter)「エコビーのかながわ環境通信」で
県の環境に関する情報を発信しています

https://twitter.com/Env_KNGW



イベント情報などをつぶやいています、ぜひご覧ください!

かながわ環境白書について

1 はじめに

かながわ環境白書は、神奈川県環境基本条例に基づき、県における環境の状況や環境保全のための施策を広く県民の皆様に周知し、環境問題に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、毎年、発行しています。

今日の環境問題には、地球温暖化をはじめとする気候変動、海洋プラスチックごみ、生物多様性の損失など様々なものがあり、神奈川県内でもその影響が確認されています。このような問題の解決を図るため、さらには、持続可能な開発目標「SDGs」の達成や、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年脱炭素社会の実現」のため、本県では、多様な角度から環境施策を推進しており、この白書にはそういった取組をまとめています。

本書が、将来にわたって良好な環境を保全し、次世代に引き継いでいくための一助となれば幸いです。

2 本白書の構成 (詳細は目次を御覧ください。)

本白書は、主に3つのパートから構成されています。

・ 特集及び神奈川県の環境政策

県の取組を紹介する「特集記事」を掲載しています。

環境政策の推進に当たっての基本的な計画である「環境基本計画」について解説しています。

・ 各分野における現状及び県の取組

主に2023年度における県の環境の現状や取組について、分野ごとに記載しています。

各分野の冒頭には、関連するSDGsのアイコンを記載しています。

・ 世界・日本・神奈川の環境に関する動き

これまでの環境をめぐる動きについて、年表形式で掲載しています。

目次

特集 一県の最新の取組

脱炭素社会の実現に向けた神奈川県取組	1
--------------------	---

神奈川県環境政策	5
----------	---

各分野における現状及び県の取組

1 気候変動への対応	8
------------	---

1 現況

(1) 地球温暖化のしくみとその影響	8
(2) 気候変動をめぐる社会的動向	9
(3) 神奈川県の温室効果ガスの排出状況	9

2 県の取組

(1) 地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策計画	10
(2) 条例・計画に基づく主な取組	11
(3) オゾン層保護のための取組	15

2 自然環境の保全	16
-----------	----

1 現況

(1) 生物多様性	16
(2) みどり	16
(3) 丹沢大山の自然環境	18
(4) 野生鳥獣	18
(5) 海・川・湖	19

2 県の取組

(1) 生物多様性の保全	20
(2) 身近なみどりの保全～都市と里地里山～	20
(3) 人や自然にやさしい水辺づくり	21
(4) 丹沢大山の自然再生	22
(5) 野生生物の保護管理	23
(6) 水域環境の保全	24
(7) 主な外来生物への対策	25

3 循環型社会の形成	27
------------	----

1 現況

(1) 一般廃棄物（ごみ）の現況	27
(2) 産業廃棄物の現況	28
(3) 不法投棄等・散乱ごみの現況	29

2 県の取組

(1) 資源循環の推進	30
(2) 適正処理の推進	32

(3) 災害廃棄物対策	36
4 大気環境の保全	40
1 現況	
(1) 大気汚染物質	40
(2) アスベスト	43
2 県の取組	
(1) 大気環境保全対策	44
(2) 自動車排出ガス対策	45
(3) EV・FCVの普及に向けた取組	47
5 騒音・振動・悪臭への対応	49
1 現況	
(1) 騒音	49
(2) 振動	50
(3) 悪臭	50
2 県の取組	
(1) 騒音・振動対策	51
(2) 悪臭対策	51
6 水環境の保全	53
1 現況	
(1) 河川	53
(2) 湖沼	55
(3) 海域	56
(4) 地下水	57
(5) P F A S	58
(6) 土壌汚染	58
(7) 地盤沈下	59
2 県の取組	
(1) 環境基準達成に向けた規制・指導	60
(2) P F A S 対応	60
(3) 生活排水処理施設の整備	61
(4) 水源地域における取組	62
(5) 森林の保全・再生	65
(6) ダム貯水池の保全	67
(7) 地下水保全	68
7 化学物質への対応	70
1 現況	
(1) 化学物質の環境への排出量	70
(2) ダイオキシン類	71
(3) 化学物質環境調査	72
(4) ゴルフ場の農薬	72

2 県の取組

- (1) 事業者の自主的取組の促進 73
- (2) ダイオキシン類対策 73

8 環境教育・学習の推進 74

現況と県の取組

- (1) 環境情報の提供と相談対応 74
- (2) 地域における環境教育 75
- (3) 学校等における環境教育 76

9 県庁の率先実行 78

現況と県の取組

- (1) 神奈川県庁が自ら排出する温室効果ガス削減の取組 78
- (2) グリーン購入、電力のグリーン調達 の推進 79
- (3) プラスチックごみの資源循環の推進 79
- (4) 県の公共事業における環境配慮 79

10 環境への負荷が少ない生活・事業活動 80

現況と県の取組

- (1) ライフスタイル転換の促進 80
- (2) 環境への負荷が少ない事業活動の促進、実践 81
- (3) 景観まちづくり・環境と共生するまちづくり 83
- (4) 環境への負荷が少ない交通の推進 83
- (5) 環境と調和した農林水産業 83
- (6) 多様な主体との連携 86

世界・日本・神奈川の環境に関する動き 90

特集 — 県の最新の取組 —

脱炭素社会の実現に向けた神奈川県取組

～神奈川県地球温暖化対策計画の概要～

近年、人間活動に起因する地球温暖化により、異常気象、生態系への影響、食料生産や健康など、人間への影響が既に現れており、このまま地球温暖化が進行すると、被害が更に大きくなり、将来世代の「いのち」を脅かすおそれがあります。

神奈川県においては、横浜気象台の観測による年平均気温は、長期的に上昇傾向にあり、100年当たり2.0℃の割合で上昇しています。

こうした状況に歯止めを掛けるためには、地球温暖化の要因である二酸化炭素等を減らす「緩和策」や、変化する気候に備える「適応策」を進める必要があります。

「神奈川県地球温暖化対策計画」（令和6年3月改定）の概要

「神奈川県地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針や県の取り組むべき施策等を取りまとめた計画です。

県では、2024（令和6）年3月に神奈川県地球温暖化対策計画を全面改定し、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させています。

1 計画期間

2024（令和6）年度から 2030（令和12）年度まで

2 基本方針

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組めます。

対策の方向性

【緩和策】

2030年度の目標達成に向けては、エネルギー起源のCO₂排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの導入・利用の拡大に取り組む。



【適応策】

気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特性も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。

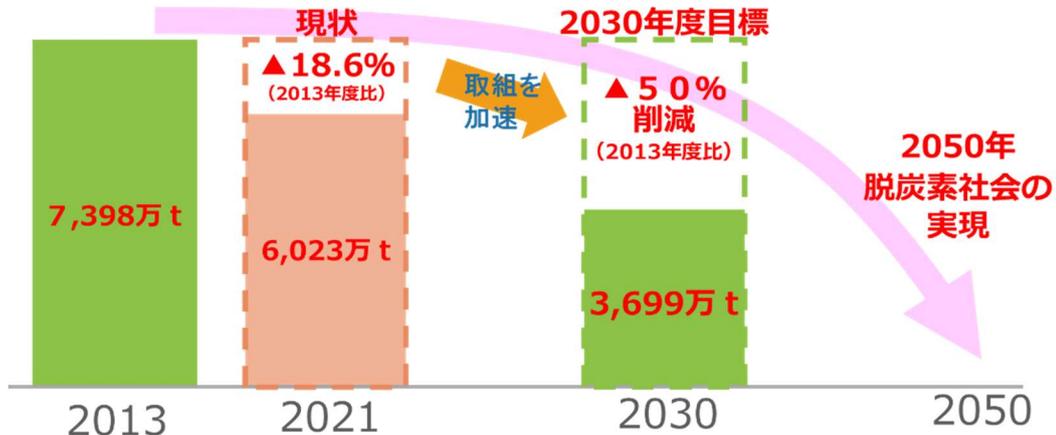
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

3 削減目標

長期目標	2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現
中期目標	2030年度の県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減

※ 県が50%という野心的な目標設定をすることで、脱炭素社会の実現に向けたオールジャパン、オール神奈川の取組を一層加速させることを目指します。



4 県の主な取組

- 県民の皆様や事業者の皆様など多様な主体による徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入・利用などを後押しします。
 - ・ 大規模事業者の取組の「見える化」
 - ・ 中小企業に対する相談体制の整備、省エネルギー設備の導入等支援
 - ・ ZEB¹、ZEH²の普及
 - ・ 既存住宅の省エネルギー改修の支援
 - ・ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）の導入支援
 - ・ 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 など
- 温室効果ガスの大規模排出事業者でもある県庁が率先して取り組むことで、未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現を目指します。
 - ・ 省エネ対策の徹底
 - ・ 再生可能エネルギーの活用
 - ・ 公用車の電動化 など

5 県民の皆様・事業者の皆様求められること

- ・ 県民は、地球温暖化問題への関心と理解を深め、日常生活において省エネルギー対策や太陽光発電・EV等の活用を積極的に進めるなど、ライフスタイルを脱炭素型に転換していくことが求められます。

¹ 「Net Zero Energy Building」の略称であり、「省エネ」と「創エネ」により年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。

² 「Net Zero Energy House」の略称であり、「省エネ」と「創エネ」により年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。

- ・ 事業者は、法令を遵守した上で、事業内容等に照らして効果的な地球温暖化対策を進める役割を担っています。特に、温室効果ガスを多く排出している大企業は、自社やサプライチェーン全体の排出量削減などを積極的に進めるための計画を策定・公表するなど、主体的な取組が求められます。

6 計画の推進

毎年度部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標の達成状況も把握した上で、改善すべき施策等を整理します。

※詳細な内容は、「神奈川県地球温暖化対策計画の概要」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/acts/>



2 私たち一人ひとりが身近に取り組めること

気候変動に対しては、私たち一人ひとりの意識・行動を積み重ねることがとても大切です。ここでは、私たちが身近に取り組める事例を、「緩和策」と「適応策」に分けて紹介します。

1 温暖化を防ぐ!緩和策

エアコン

- 適切な温度設定
- フィルターを清掃



冷蔵庫

- 設定温度 [強]⇒[中]
- 物を詰め込みすぎない



照明

- こまめに消灯
- 明るさを下げる



テレビ

- 見ないときは消す
- 明るさを下げる



(県ホームページ「省エネポータルサイト」より)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f300515/index.html>



2 気候変動に備える!適応策

- 災害に備えるために

お住まいの地域の避難場所や、避難場所への経路を確認しておきましょう。

また、台風などで川が増水しているとき、いつ、どのような行動をとれば良いかを準備するためのマイ・タイムラインを作成しましょう。

- ・ 洪水ハザードマップについて

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/bosai/hm.html>

- ・ マイ・タイムラインについて

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/bosai/my_timeline.html



出典:気候変動適応情報プラットフォーム

○ 熱中症予防のために

予防法を知り、熱中症を未然に防ぎましょう。

熱中症は室内で何もしていないときでも発症します。熱中症を予防するために、室内・屋外を問わず、こまめに水分・塩分などを補給するようにしましょう。



また、暑さを避けるためには、下記のような対策が有効とされています。

室内では	外出時には
<ul style="list-style-type: none">・ 扇風機やエアコンで室温を調節する・ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用する・ 室温をこまめに確認する	<ul style="list-style-type: none">・ 日傘や帽子の利用・ 日陰の利用、こまめな休憩・ 天気の良い日は日中の外出をできるだけ控える

・ みんなで熱中症対策！ちょっとした心がけで予防できます

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f7432/index.html>



神奈川県環境政策

神奈川県では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境分野における基本的な計画である「神奈川県環境基本計画」を策定し、これに基づき、環境政策を進めています。

なお、令和6年3月に、近年深刻化する気候変動の影響や生物多様性の損失といった危機に対応し、持続可能な社会を形成していくため、本計画を全面的に改定しました。

新しい計画は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までを計画期間としています。統合的な課題解決を目指す視点を持って、施策分野間の相互関係を重視しながら、4つの施策分野と横断的な取組から成る5つの柱により取組を進めていきます。

I 神奈川県環境基本計画

(1) 計画の概要

主な項目	主な内容	
基本目標	次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり	
計画期間	2024（令和6）年度から2030（令和12）年度まで	
各施策分野と取組の方向性	計画で取り組む施策の分野を設定の上、分野ごとに現状と課題を分析し、取組の方向性を定めています。	
	施策分野	取組の方向性
	気候変動への対応	未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組めます。
	自然環境の保全	生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組めます。
	循環型社会の形成	限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組めます。
	大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組めます。
	横断的な取組	持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組むための基盤となる普及啓発・環境教育等を推進します。

(2) 施策分野ごとの施策の柱・指標

各施策分野に施策の柱を定め、また施策の効果を象徴的に表す「指標」を設定しています。

施策分野	施策の柱	指標
気候変動への対応	緩和策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内の温室効果ガス排出量 (2013 年度比) △ 19.3% (2020 年度) → △ 50% (2030 年)
	適応策	
自然環境の保全	地域特性に応じた生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合 (県民ニーズ調査結果) 48.8% (2022 年度) → 60.0% (2030 年) ■ 県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合 32.13% (77,643ha) (2022 年度) → 32.20% (77,800ha) (2030 年)
	自然環境の保全に資する広域的な取組	
	自然環境の保全に向けた行動の促進	
循環型社会の形成	資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量 631 g/人・日 (2021 年度) → 608 g/人・日 (2030 年) ■ 産業廃棄物の排出量 1,714 万 t (2021 年度) → 1,826 万 t (2030 年) ■ 不法投棄等 (不法投棄及び不適正保管) の残存量 15.0 万 t (2021 年度) → 前年度より減少 (2030 年)
	適正処理の推進	
	災害廃棄物対策	
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の保全、更なる向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ PM2.5 の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値 (大気) 8.9 μg/m³ (2022 年度) → 前年度より削減 (2030 年) ■ 東京湾の化学的酸素要求量 (COD) の環境基準達成率 (水質) 63.6% (2022 年度) → 72.7% (2030 年)
	水環境の保全、更なる向上	
	騒音・振動等への対策	
	化学物質等によるリスクの低減	
横断的な取組	環境教育・学習の推進	—
	多様な主体との連携による施策の推進	
	その他	

(3) 計画の進行管理及び見直し

計画の進捗状況は、毎年度、各施策分野の指標と個別計画等に基づく施策の取組状況から、分野全体の進捗を総合的に把握し、神奈川県環境審議会へ報告します。

計画期間の最終年度には、それまでの進捗状況、成果等を踏まえた課題を整理し、県民、市町村及び環境審議会の意見を聞きながら計画全体を見直し、改定します。

(4) 計画を補完する環境関係の諸計画

施策の各分野には、環境基本計画を補完する個別計画があり、これらの計画と整合性を図りながら、環境政策を推進しています。

▶ 主な個別計画

神奈川県地球温暖化対策計画

かながわ生物多様性計画

神奈川県循環型社会づくり計画

神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画

東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画

神奈川県環境基本計画

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f1023/index.html>



Ⅰ 気候変動への対応



Ⅰ 現況

(1) 地球温暖化のしくみとその影響

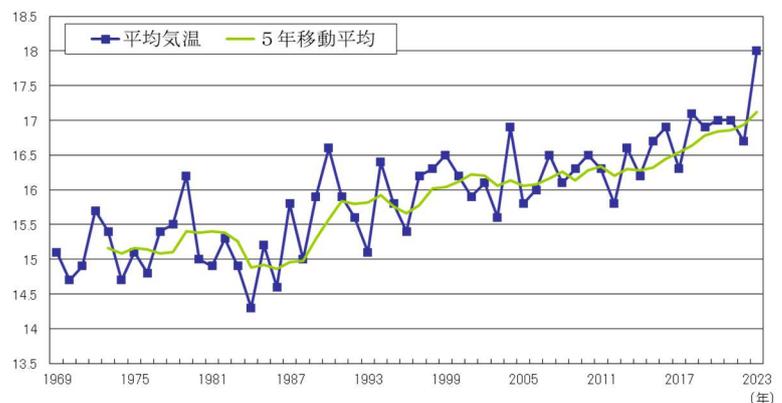
地球の温度は、太陽からの熱と、それによって暖められて地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。大気中に含まれる二酸化炭素などの「温室効果ガス」は、地表から宇宙へ放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約14℃に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴って化石燃料が大量に燃やされるようになり、温室効果ガスの排出量が急激に増加しています。大気中の二酸化炭素の濃度は、産業革命以前の280ppm程度から、400ppmを超えるまでに上昇しています。

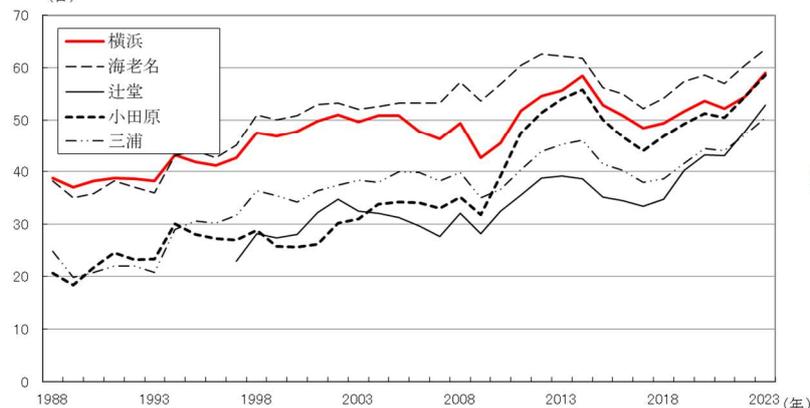
その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が高まって、地球の気温が全体的に上昇し、「地球温暖化」と呼ばれる現象が進んでいます。

近年、地球温暖化等の気候変動による自然災害の頻発・激甚化や生態系への影響、高温による農作物の生育不良、熱中症搬送者数の増加、感染症拡大のリスク増大等の影響が既に現れており、今後、温暖化が進むと、更に深刻な影響が及ぶと予測されています。

横浜地方気象台における
平均気温の変化（5年移動平均）



(日)



県内の真夏日の日数の変化
（5年移動平均）

(2) 気候変動をめぐる社会的動向

2015年に採択された「パリ協定」¹における1.5°Cの努力目標¹を達成するためには、2050年頃までに世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロ²(脱炭素社会)にする必要があるとされています。

このことから、「2050年脱炭素社会の実現」は世界的な潮流となっており、日本においても、国や多くの自治体、企業等が脱炭素社会を目指すことを表明しています。

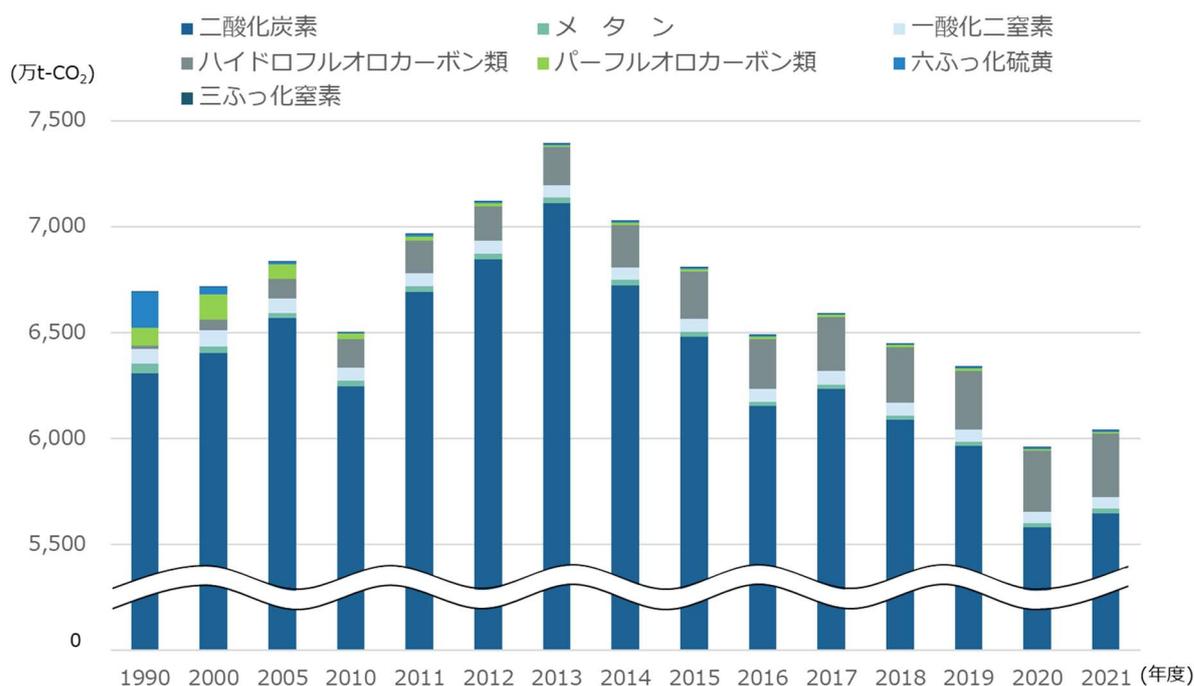
本県も2019年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、さらに、近年の異常気象の発生状況等への危機感から、2020年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。

2050年脱炭素社会の実現という高い目標の達成に向けては、多様化する様々な地域課題の解決と合わせて、温室効果ガスの排出削減の取組などを、より一層進めていく必要があります。

(3) 神奈川県内の温室効果ガスの排出状況

2021年度(速報値)の温室効果ガス排出量は6,023万t-CO₂で、2013年度比³で18.6%減少しています。

県内の温室効果ガス排出量の推移

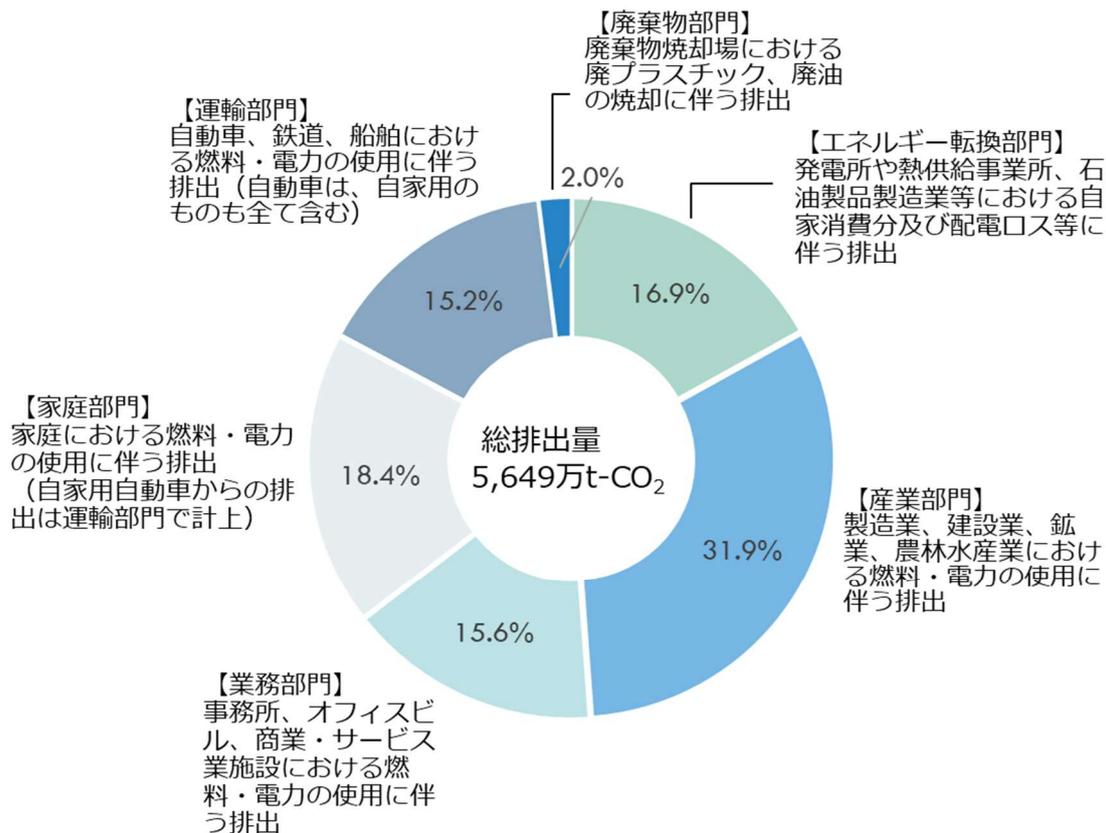


¹ パリ協定は、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において採択された。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力をすることが掲げられている。

² 人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による吸収量の均衡を達成すること

³ 「神奈川県地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量の中期削減目標を2030年度に2013年度比で46%削減としている。その後、令和5年2月に中期削減目標を50%削減に引き上げた。

県内の二酸化炭素排出量（部門別構成比）
（2021年度速報値）



2 県の取組

（1）地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策計画

▶ 神奈川県地球温暖化対策推進条例

「事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的としています。また、2021年12月には基本理念として「2050年脱炭素社会の実現を目指す」ことを新設しました。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務付けています。また、再生可能エネルギー等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出が少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策などについて、県や県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417507/>



▶ 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく、県の地球温暖化対策の基本的な計画です。2023年度に、脱炭素社会の実現に向けた基本方針を見直すとともに、新たに部門別削減目標を設定するなど、全面改定しました。冒頭の特集記事に、計画の概要を掲載しています。

- ・ 計画期間 2024年度から2030年度までの7年間
- ・ 目標（長期目標）2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現
（中期目標）県内の温室効果ガス総排出量を、2030年度までに50%削減（2013年度比）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/>



▶ かながわ脱炭素ビジョン 2050

「かながわ脱炭素ビジョン 2050」では、可能な限りの省エネを進めることを前提として、「再生可能エネルギー」、「電化」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の3つをキーワードに、2050年脱炭素社会の実現に向けた将来像と今からできることを具体的に示しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/bijyon/datutanso-bijyon.html>



▶ かながわ脱炭素ポータルサイト

神奈川県の実施や補助金・支援制度、県内の優良事例の紹介など、脱炭素に関する情報をまとめて「かながわ脱炭素ポータルサイト」で公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/index.html>



（2）条例・計画に基づく主な取組

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止する「緩和策」と、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、より良い生活ができるようにしていく「適応策」について、それぞれの対策の方向性に向けて、相互補完的に取組を推進しています。

対策の方向性

【緩和策】

2030年度の目標達成に向けては、エネルギー起源のCO₂排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの導入・利用の拡大に取り組む。



【適応策】

気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特性も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。



▶ 緩和策の具体的な取組

・ 事業活動温暖化対策計画書制度

一定規模以上の事業活動を行う大規模事業者に、自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務付け、その概要を企業の脱炭素見える化サイト「かながわ脱炭素レポート」にて公表しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>

(事業活動温暖化対策計画書制度)

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/datsutanso-report/>

(企業の脱炭素見える化サイト「かながわ脱炭素レポート」)



・ 中小規模事業者の脱炭素化の取組への支援

情報・人材・資金不足などを理由に、中小規模事業者では、一般的に地球温暖化対策が遅れている傾向にあります。県では、中小規模事業者を主な対象とした、「中小企業脱炭素支援パッケージ」を構築し、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」や「中小企業省エネルギー設備導入費補助金」などにより支援を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/supports/#company>



・ 建築物温暖化対策計画書制度

一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、再生可能エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出を義務付けています。販売及び賃貸する際には、広告への環境性能表示を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/>



・ 特定開発事業温暖化対策計画書制度

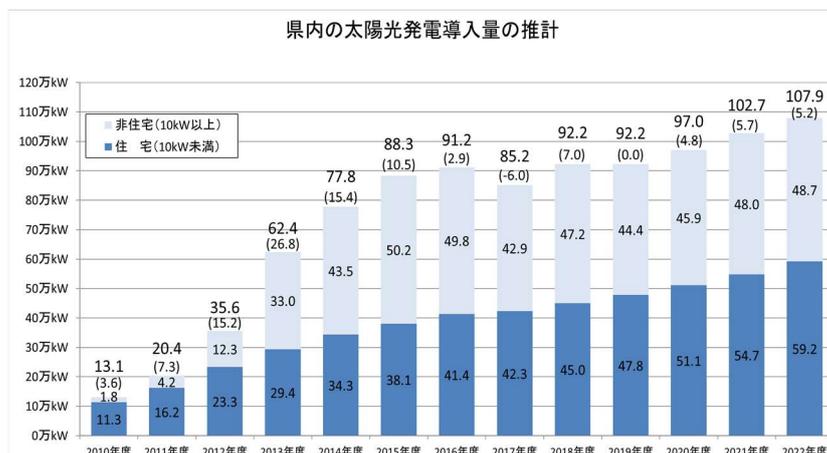
一定規模以上の開発事業を行う事業者、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/>



・ 太陽光発電の導入促進

太陽光発電の普及を目的として、住宅に向けては初期費用が不要な「0円ソーラー」に取り組んでいるほか、事業所に向けては、自家消費型の太陽光発電等の導入費用に対する補助を実施しています。また、住宅及び事業所向けに、太陽光発電等の導入希望者を広く募る「共同購入事業」を実施しています。



さらに、ペロブスカイト太陽電池⁴の実用化に向けた実証や普及啓発のため、関連事業者との連携協定を締結しました。

これらにより、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる、エネルギーの地産地消の環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/001/perobusukaito.html>

(ペロブスカイト太陽電池の普及)



・ 森林の整備・保全等

水源保全地域内の荒廃が懸念される私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組みとともに、県産木材の有効活用促進を目的とした総合的な取組を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/suigendukurizigyoku.html>

(水源の森林づくり事業について)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/seibi/keneirin.html>

(神奈川県営林)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xp8/shinrinsaisei/kanagawakennsannzai.html>

(かながわ県産木材について)



・ 住宅の省エネルギー化

ZEH⁵の導入費用に対する補助の実施とともに、工務店等を対象としたZEH建築に必要な基礎知識を学べるセミナーを開催し、ZEHの普及促進を進めています。また、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、省エネ改修費用に対する補助を実施しています。

・ 省エネルギー家電・高効率給湯器の導入促進

県内の家電販売店、給湯器販売店及び関係団体と協力して、省エネルギー家電や高効率給湯器の導入促進による、家庭での温室効果ガス削減に取り組んでいます。九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）による連携事業として、省エネ家電への買替を啓発する「省エネ家電買替キャンペーン」及び高効率給湯器への買替を啓発する「高効率給湯器買替キャンペーン」を実施しました。

⁴ 薄い、軽い、曲げられるといった特徴に加え、製造コストが安価でかつ国産材料で生産できる次世代型の太陽電池

⁵ ZEHはNet Zero Energy Houseの略。省エネと創エネで、年間の一次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロとすることを目指した建築物や住宅。

・ 再生可能エネルギーの利用促進

企業向けには、「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」により、再生可能エネルギー由来の電力に切替えた企業に「再エネ電力利用事業者認定証」を交付しています。令和4年度からは、知事と市町村長の連名による認定証を交付する等の方法により、県内市町村との連携も進めています。また、民間企業と締結した協定に基づき再エネ電力のリバースオークション（せり下げ方式の入札）を活用し、再エネ電力をできるだけ安く・簡単に調達できる取組を行っており、年2回複数の県内企業等が参加できる共同オークションも実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/index.html>



▶ 適応策の具体的取組

気候変動による本県への影響を予測し、影響に対処するための施策（適応策）を実施しています。

県の試験研究機関では、農業・水産業への影響や対策等を研究しています。また、神奈川県気候変動適応センター（2019年4月1日付けで県環境科学センターに設置）では、県内の気候変動による影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理等を行い、県民や企業等に向けて情報を提供しているほか、気候変動問題に対する若年層の関心や理解を深めるため、「一般・高校生向け」、「中学生向け」及び「小学生向け」の気候変動に関する学習教材を作成し、WEBで公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536377/index.html>

（気候変動の影響と適応策）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/top.html>

（神奈川県気候変動適応センター）

https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/index.html

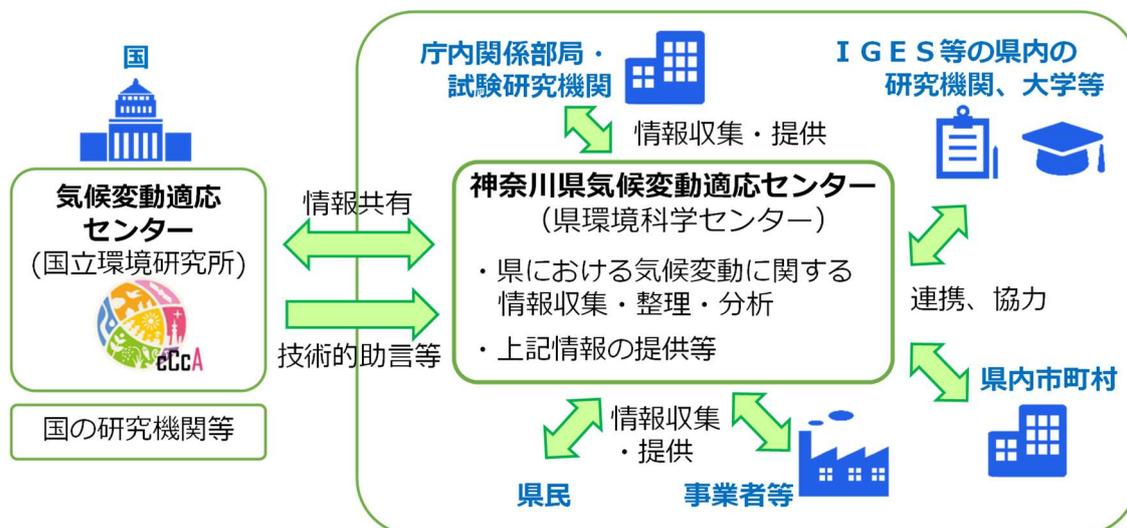
（かながわ気候変動WEB）

https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/kids/index.html

（かながわ気候変動 WEB KIDS）



神奈川県気候変動適応センター（イメージ）



(3) オゾン層保護のための取組

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球上の生物を守っていますが、フロン等の化学物質によって破壊されます。

日本では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき、オゾン層破壊の原因物質となる、ハロン、CFC（クロロフルオロカーボン）、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）の生産が中止されました。

しかし、CFCなどに代わって使用されるようになったHFC（ハイドロフルオロカーボン）など「代替フロン」と呼ばれる物質は、オゾン層破壊物質ではないものの、強力な温室効果ガスです。地球温暖化防止のためには、これらの物質の排出抑制・削減に努め、適切な回収・管理を行っていく必要があります。

フロン類の回収は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づいて、実施されています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/index.html#>（フロン排出抑制法について）



業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等（2022年度）

（単位：kg）

	回収量 (a)	年度当初保管量 (b)	計 (a+b)	破壊業者引渡量 (c)	再利用量 (d)	年度末保管量 (e)	計 (c+d+e)
神奈川県	345,677	14,864	360,541	187,150	151,669	21,719	360,538
全国	5,423,019	278,389	5,701,408	2,647,742	2,672,430	306,645	5,626,817

* 小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。

2 自然環境の保全



1 現況

(1) 生物多様性

生物多様性とは、様々な生物が複雑に関わりあって存在することです。人の暮らしはこのような生物や生態系の恵みに支えられています。

変化に富んだ地形を有する神奈川県には、気候や土地利用の状況に応じて、様々な生物が生息・生育しています。生態系のまとまりを踏まえた地域ごとの課題があるほか、野生鳥獣との共存、外来生物の防除などといった県全域の課題もあります。



生態系に着目した県土のエリア区分図

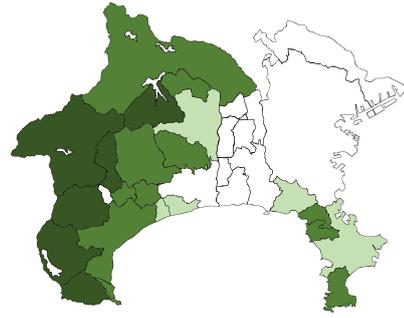
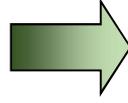
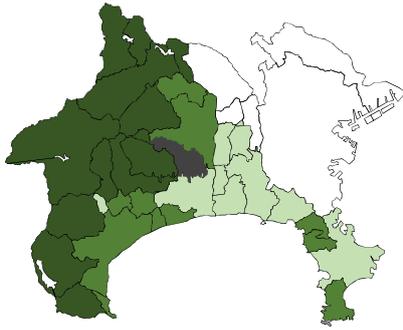
(2) みどり

箱根や丹沢大山などの広大な森林、多摩・三浦丘陵、里地里山などといった多彩なみどりが残っています。しかし、高度経済成長期以降みどりの減少が進んだほか、近年も残土処分場、メガソーラー、物流施設等の大型開発で減少が続いています。残されたみどりの質の向上と、開発によって分断・縮小したみどりの保全と創造が必要です。

県土に占める農地及び森林の割合の推移

1972年

2023年



割合 = $\frac{\text{農地面積} + \text{森林面積}}{\text{市町村面積}}$	70%以上	
	70%未満	
	50%未満	
	30%未満	

	県土面積 (ha) (a)	農地面積 (ha) (b)	森林面積 (ha) (c)	割合 (%) (b+c)/a
1972年	238,728	31,400	97,553	54.0
2023年	241,632	17,863	94,349	46.4

* 県土面積資料：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。
 森林面積資料：県森林再生課「神奈川地域森林計画」による。
 農地面積資料：農林水産省「農林水産関係市町村別統計」による。

緑地保全制度などにより保全された緑地等の状況

(単位：ha)

緑地の種類	2021年度末	2022年度末	2023年度末	増減*1
自然公園	55,138	55,138	55,138	0
保安林	51,998	52,022	52,057	35
自然環境保全地域	11,236	11,236	11,236	0
歴史的風土保存区域	989	989	989	0
歴史的風土特別保存地区	574	574	574	0
近郊緑地保全区域	4,800	4,800	4,800	0
近郊緑地特別保存地区	852	852	852	0
特別緑地保全地区	813	822	826	4
風致地区	14,978	14,978	14,978	0
生産緑地地区	1,249	1,234	1,170	△64
トラスト緑地	809	116	117	1
都市公園	5,303	5,362	—*2	59

*1 直近2年を比較した増減。都市公園のみ2021年度と2022年度の比較

*2 2023年度末の都市公園の面積は、2025年4月把握予定

県内のトラスト緑地



(3) 丹沢大山の自然環境

1980年代から、丹沢山地の生態系に大きな異変が起り始めました。広範囲にわたるブナ等の立ち枯れや林床植生¹の衰退、ニホンジカの個体数増加などが進み、種々の対策を講じましたが、自然環境の劣化に歯止めをかけるには至りませんでした。

さらなる対策を検討するため「丹沢大山総合調査」が実施され、この自然環境の劣化は人間の様々な営みが累積的かつ複雑に絡み合って引き起こされていることが明らかになりました。

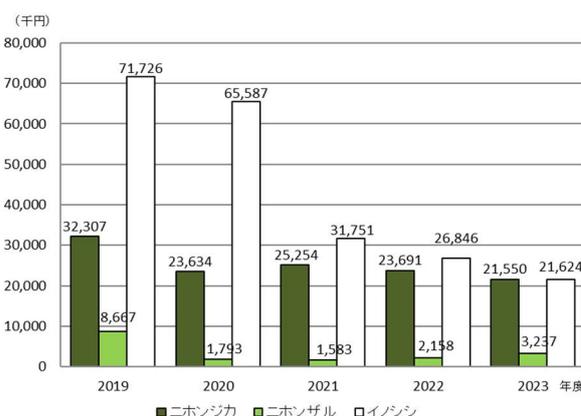
調査結果を受けて、県は「丹沢大山自然再生計画」を策定し、現在まで取組を進めています。

(4) 野生鳥獣

野生鳥獣は、自然環境を構成する大切な要素ですが、一方で農林水産業や生活に被害を及ぼし、生息数増加による自然生態系への影響が懸念されています。人と野生鳥獣との軋轢を軽減・解消し、長期的観点からの安定的な保護を図る必要があります。

これまでの取組により、ニホンジカを継続して捕獲している場所では生息密度が減少傾向にあります。また、箱根山地では、ニホンジカの生息密度の上昇等が顕著に見られ、植生への深刻な影響が明らかになりつつある状況にあります。

主な獣類による農林業被害額



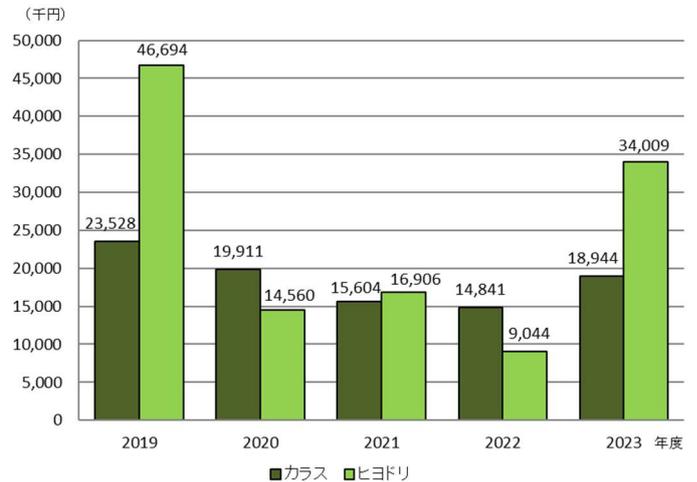
¹ 低木以下の階層を構成する植生

ニホンザルについては、群れの多くにおいて分裂させることなく規模の縮小や除去を実施することができ、農作物被害や生活被害・人身被害は減少傾向となりましたが、依然として各種の被害が続いています。

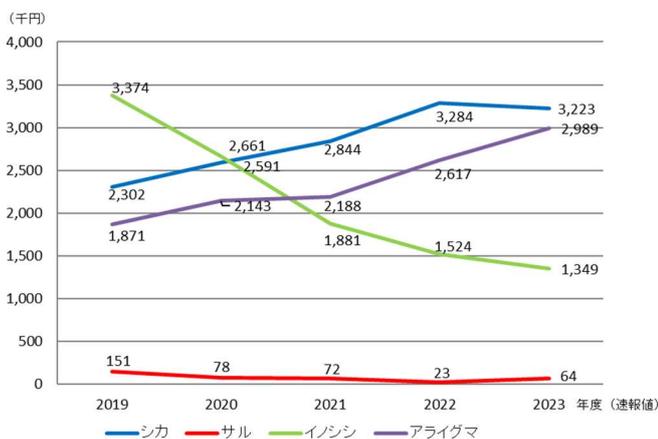
イノシシについても、農作物被害・生活被害は未だに高い値を示しているほか、2020年5月に死亡野生イノシシ、2021年7月には養豚農場の飼養豚において、県内では初となる豚熱の感染が確認され、県西地域では野生イノシシから豚熱の感染確認が続いています。

また、アライグマやクリハラリス（タイワンリス）などの外来鳥獣が野生化し、在来生物への影響や、農作物に被害を及ぼすことなどが問題となっています。

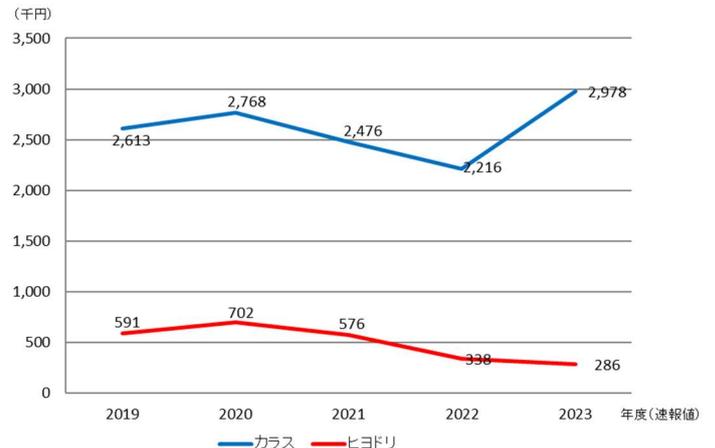
主な鳥類による農林業被害額



主な獣類の捕獲数（狩猟による捕獲及び放獣数は除く）



主な鳥類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）



(5) 海・川・湖

沿岸域の藻場や干潟は、漁場であるとともに多様な生物の産卵場や生息場所として重要な役割を果たしていますが、水域環境の変化や埋め立てによってその多くが失われました。また、産業や生活排水等による汚濁負荷が、依然として水生生物の生息環境に重大な影響をもたらしています。そのため、自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっており、水質や底質の改善はもちろん、失われた藻場の再生など、生物が住みやすい環境の復元が課題となっています。

内水面についても、大雨による土砂の河床への堆積や河川流域の開発等に伴い川や湖の環境が悪化しており、アユやヤマメなどの生息に影響を及ぼしているほか、ホトケドジョウやカマキリ（アユカケ）等が減少して絶滅が危惧されています。このため、多自然型護岸や魚道の設置など魚類の生息に配慮した川づくりを通じて、良好な内水面環境の再生が求められています。

2 県の取組

(1) 生物多様性の保全

「かながわ生物多様性計画 2024-2030」に基づき、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標として、取組を推進しています。

生態系などに着目して県土を6つのエリアに区分し、エリア毎の地域特性に応じた取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存を目指した取組など、全県的な課題にも取り組んでいます。また、県民や企業など、様々な主体が生物多様性への理解を深め、積極的にその保全に取り組んでいただけるよう、情報の収集と発信などを行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/>



(2) 身近なみどりの保全 ～都市と里地里山～

▶ 緑地等の保全制度

緑地や水辺環境は、生物の生息・生育環境というだけでなく、人の暮らしにおける憩いの場などといった、様々な機能をもっています。そこで、各種法令に基づき、市町村との連携により一定区域の土地を、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、自然環境保全地域、自然公園等に指定し、土地利用を規制することで良好な自然環境等の保全に努めています。

▶ ナショナル・トラスト運動

神奈川に残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。この運動は、県が設置するかながわトラストみどり基金と（公財）かながわトラストみどり財団が中心となり、県民、企業、団体及び市町村が連携して実施しています。

また、（公財）かながわトラストみどり財団では、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行う「みどりの実践団体」へ奨励金を交付するほか、みどりや自然をテーマとした研修会等を開催しています。県は、同財団の事業を通じて、県民等のみどりに関する自発的活動を支援しています。

<https://ktm.or.jp/national/trust/>



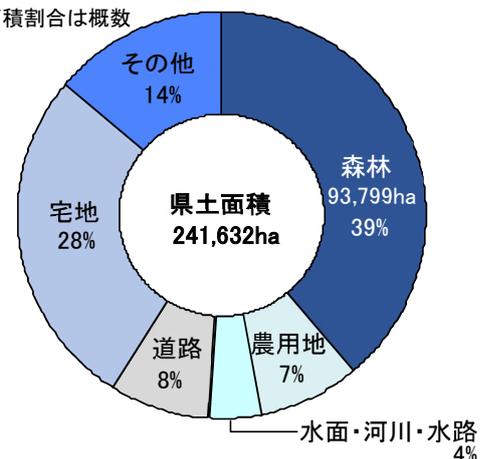
▶ 都市公園、うるおいあるみち空間などの形成

都市部では、身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しており、県内の土地利用面積割合では、森林が約4割となっています。

都市部における、みどりの質的・量的な創造と保全のため、県立都市公園の整備などの公共施設の緑化を推進しています。

県土の土地利用面積割合

* 2022年10月1日現在。
面積割合は概数



年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
面積	4,714	4,789	4,914	4,981	5,012	5,031	5,115	5,172	5,303	5,362

* 数値は県と市町村の合計値

▶ 里地里山の保全等

里地里山は、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域であり、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて作り上げてきました。

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働して保全等に取り組んでいます。

県は、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」により、こうした取組を支援するとともに、インスタグラムやフェイスブック、ホームページなどによる情報発信を実施しました。



県民と協働した保全活動
(小田原市上曾我)

https://www.instagram.com/satochisatoyama_kanagawa/

(インスタグラム かながわの里地里山)



<https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama>

(フェイスブック かながわの里地里山)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/index.html>

(かながわの里地里山ホームページ)



(3) 人や自然にやさしい水辺づくり

従来の施設整備は主に安全対策に視点を置いていました。そのため、自然環境の保全という視点が弱かったことを否定できません。現在は、失われていた自然環境を保全していくため、河川や海岸等の整備・改修に当たり、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造することに努めています。景観を含む周辺環境や人々の利用などにも配慮した川づくり、海岸づくりを進めています。

2023年度は、永池川など6河川において、河川の緑化に努めるなど、自然環境や景観に配慮した川づくりを実施しました。茅ヶ崎海岸など10海岸では、砂浜の回復・保全を目的として、自然環境や景観に配慮した海岸づくり(養浜)を実施しました。

自然環境等に配慮した整備河川数と海岸数

年度	2020	2021	2022	2023	2024 (予定)
河川数	11	8	6	6	4
海岸数	8	7	10	10	11



養浜（茅ヶ崎市中海岸）

（４）丹沢大山の自然再生

「丹沢大山自然再生計画」では、丹沢を森林のタイプ、地形、標高などによって、4つの「景観域（奥山域、山地域、里山域、渓流域）」に区分し、それぞれの自然再生目標を設定しています。また、8つの特定課題を設け、取組を進めています。

これまでの取組により、奥山域の一部では林床植生の回復が見られるなど、一定の成果が得られましたが、丹沢全域での目標達成はできていません。

自然再生には長期的観点が必要であり、計画実施に当たっては、自然環境の状態をモニタリングし、柔軟に事業の見直しを行う「順応的管理」の仕組みを取り入れています。「丹沢大山自然再生委員会」が、PDCAサイクルに基づき、事業の進捗や効果などを点検・評価しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/e-tanzawa/keikaku-torikumi.html>



東丹沢堂平沢の30年間の変化



丹沢大山自然再生計画の特定課題等

- ・ 特定課題Ⅰ ブナ林の再生

これまでの技術開発の成果やブナ林衰退リスクマップを活用して、植生保護柵、奥山域の人工林を含めた土壌保全対策、生息状況に応じたニホンジカの管理捕獲、ブナハバチ対策等を効果的に組み合わせ、統合的な取組を段階的に実施しています。
- ・ 特定課題Ⅱ 人工林の再生

県産木材の有効活用を図りながら、地域特性に応じた適切な森林整備と整備に必要な基盤整備を進めています。また、森林整備とニホンジカ管理捕獲の連携を継続するとともに、森林モニタリングを実施し、水源かん養機能等に関する事業効果の検証を継続しています。
- ・ 特定課題Ⅲ 地域の再生

地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組に対する支援を継続しています。また、地域特有の課題に応じた森林整備等に対して支援を行い、地域一体の活動を推進しています。
- ・ 特定課題Ⅳ 渓流生態系の再生

治山事業などによるダム湖等への土砂流入の抑制や、森林土壌保全対策などによる渓流への土壌流入の防止を図っています。また、平成29年に作成した「溪畔林整備の手引き」を普及して、私有林を含めた渓流沿いの人工林整備に活用するとともに、各種モニタリングを継続しながら、渓流生態系の保全・再生手法を検討しています。

- ・ 特定課題Ⅴ シカ等野生動物の保護管理
奥山域における管理捕獲を継続してニホンジカの生息密度低下を図るとともに、山地域における森林整備と連携したニホンジカ管理捕獲の取組や、里山域で地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策への支援を継続しています。
- ・ 特定課題Ⅵ 希少動植物の保全
情報収集が可能な種について生息状況等の把握に努め、モニタリング手法や保全手法の検討を進めています。また、植生保護柵の設置箇所希少植物の回復が確認されたことから、土壌保全対策等との連携を図りながら、希少植物の保全を進めています。
- ・ 特定課題Ⅶ 外来種の監視と防除
外来種の侵入監視と侵入未然防止のため、各種事業や調査で設置している自動撮影カメラによる情報などを活用しています。アライグマとクリハラリス（タイワンリス）については、生息分布域拡大を防止する取組を進めています。また、丹沢産の緑化種子生産・苗木の供給を行うとともに、林道法面緑化試験施工地でのモニタリング等も実施しています。
- ・ 特定課題Ⅷ 自然公園の利用のあり方
登山道の巡視等により得た情報を活用して、計画的な登山道整備を進めます。また、団体等との協働による登山道維持管理を継続するとともに、新たな路線での実施を検討しています。
パークレンジャー及び自然公園指導員の活動や、県立ビジターセンターなどの活用を通して、自然公園を適正に利用するためのマナー等の普及啓発を行うとともに、自然公園の利用のあり方について検討しています。
- ・ 協働・普及啓発
丹沢大山自然再生委員会との連携や、これまでの県民協働の取組を継続するとともに、新たな協働の取組を検討しています。自然再生活動に係る協働の取組や普及啓発の拠点として、自然環境保全センター及び県立ビジターセンターを活用し、自然再生委員会のホームページや丹沢大山自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）によって、自然再生に関する情報の蓄積と発信を行っています。

（５）野生生物の保護管理



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/>

▶ 鳥獣保護区指定等による管理

- ・ 鳥獣の捕獲行為を禁止する鳥獣保護区を指定し、特に保護が必要な地域を特別保護地区としています。特別保護地区では、埋め立て、干拓、立木の伐採等に許可が必要となります。
- ・ 銃器使用の狩猟を禁ずる特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定しています。また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。
- ・ 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、県の認可を受けた市町村が猟区を設定して入猟者、入猟日、捕獲等の規制を行うとともに、一定の入猟承認料を徴収しています。

▶ 鳥獣被害対策

野生鳥獣による被害を防ぐためには、

- ・ 集落環境整備（鳥獣の隠れ場所をつくらない）
- ・ 被害防護対策（防護柵設置など）
- ・ 鳥獣捕獲

の3つを組み合わせ、地域一体で取り組むことが効果的です。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」では、「地域ぐるみの対策」を多くの地域で持続的に展開するため、対策の立ち上げから支援し、生態に沿った効果的対策の助言、ドローンなどの新たな技術導入、農家が気軽に相談できる人材育成など、広域的・専門的観点からの支援を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/faq/p1123073.html> (かながわ鳥獣被害対策支援センター)



▶ ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシの管理

人と野生鳥獣の共存に向け、「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」及び「第2次神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、市町村や関係団体と連携し、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせた対策を講じています。

▶ 傷病鳥獣の保護

県民、市町村、関係団体、ボランティア等と連携して傷病鳥獣の救護事業を実施しています。また、救護施設を拠点に活動しているNPO等と連携し、救護技術や知識を有するボランティアを育成しています。

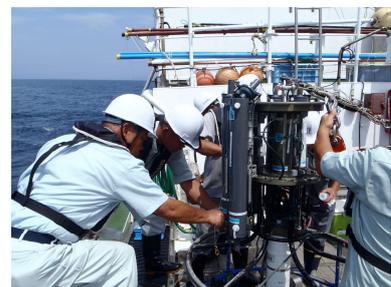
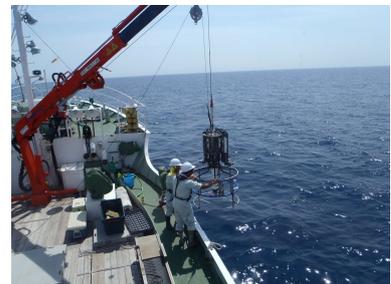
(6) 水域環境の保全

▶ 水域環境の把握と保全

赤潮や油汚染等による漁業被害の防止と水生生物保全のため、漁業調査指導船による調査や沿海漁協の協力による監視を行っています。東京湾と相模湾では、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集を行うとともに、東京湾溶存酸素情報を発行するなど、漁業者や県民への情報発信に努めています。

内水面については、大雨による土砂の河床への堆積や河川流域の開発等で環境が悪化した河川において河床調査を実施するなど、漁場環境の保全・再生に取り組んでいます。また、河川管理者等が実施する土木工事等について、魚に優しい川づくりになるよう助言・指導を行っているほか、市民団体と連携して希少魚の生息地の保全に取り組んでいます

水質調査の様子



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mx7/cnt/f430693/p550034.html> (東京湾溶存酸素情報)



▶ 生息環境の回復・創造の推進

相模湾では、ウニ類や魚類（アイゴ等）により海藻が食害されて海の森（藻場）が消失する「磯焼け」が深刻化しています。県では、漁業協同組合等が行っている藻場の再生活動を支援するとともに、藻場の再生に使用する海藻の苗（カジメ）を生産・提供しています。

また、水産資源の増大と多様な生物が生息する海の環境づくりを目指して、「浮魚礁」と呼ばれる大きなブイを沖合域に設置しました。

これらの周辺では、回遊魚など多種多様な魚介類が集まる好漁場が形成されています。



浮魚礁



ウニの磯焼け

（7）主な外来生物への対策

▶ アライグマ

特定外来生物²であるアライグマによる被害が、横須賀・三浦地域を中心に確認されています。農作物被害にとどまらず、家屋に侵入して天井裏を糞尿で汚すなど、深刻な被害も生じていることから、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づいて、計画的捕獲の推進等に取り組んできました。積極的な捕獲を行った地域では生息密度低下の可能性が認められましたが、その一方で分布域の縮小は確認されていません。引き続き、計画的捕獲等の推進による「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」に取り組んでいます。

第4次アライグマ防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	2024年4月1日から2029年3月31日まで
目標	① 生息分布域の縮小 ② 個体数の減少
防除等の内容	県内の地域別に、はこわな等を用いて生息密度を低減させるための捕獲、生息密度の上昇を防止するための捕獲及び分布拡大防止に向けた集中的な捕獲を推進すると共に、計画的捕獲実施のための情報収集、生息分布域把握の強化を実施する。

² 海外由来の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものとして、国によって指定されたもの

▶ クリハラリス（タイワンリス）

特定外来生物であるクリハラリス（タイワンリス）は、現在、横須賀三浦地域で高密度に生息しており、分布域が北西側に拡大しつつあります。農作物被害のほか、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、電話線がかじられるなどの生活被害、県西部の山地に侵入した場合の生態系へ影響などが懸念されることから「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を策定し、「分布拡大の防止」を目標に、捕獲や被害防止措置などの防除やモニタリングを実施していきます。

クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	2024年4月1日から2029年3月31日まで
目標	分布拡大の防止
防除等の内容	生息が予想される地点、生息情報又は被害情報があった地点周辺にはこわなを設置して捕獲し、適切に処分する。

▶ ヒアリ

特定外来生物のヒアリについては、生態系や農林水産業への影響や、強い毒性による人への影響が懸念されます。2017年に県内（横浜港本牧埠頭及び大黒埠頭）で初めて確認され、2019年度、2020年度、2023年度も港湾において確認されました。発見した個体は全て殺虫処分していますが、国内での定着が懸念されており、県民からのヒアリに関する情報収集や相談対応を行っています。

▶ 外来魚

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等は、特定外来生物に指定されており、国の許可がない飼養等（飼育、保管、運搬）は禁止されています。県では、「神奈川県漁業調整規則」により、これらの移殖を制限することで拡散防止に努めています。加えて、「神奈川県内水面漁場管理委員会指示」により、一部の水域を除き再放流を制限することで、個体数の抑制を図っています。

宮ヶ瀬湖内のオオクチバス等は、ダムからの放水により流出し、下流河川の生態系に影響を及ぼすことが懸念されていたことから、県では個体数を抑制する駆除方法を開発し、ダム管理者への技術的助言を行っています。また、河川においても、コクチバス等の稚魚を効率的に捕獲する技術の研究や、漁業者が実施する駆除活動に対して技術的な指導を行っています。